

令和2年度 第11回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和3年2月15日 開会

令和3年2月15日 閉会

みどり市教育委員会

# 令和2年度第11回みどり市定例教育委員会会議録

---

令和3年2月15日（月曜日）

---

## 議事日程

令和3年2月15日（月曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 教育長報告
  - 日程第 4 報告第15号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
  - 日程第 5 報告第16号 教育長の専決に関する報告（みどり市幼稚園従事者慰労金支給要綱）について
  - 日程第 6 報告第17号 教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）について
  - 日程第 7 議案第47号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例）
  - 日程第 8 議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市民体育館条例の一部を改正する条例）
  - 日程第 9 議案第49号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市陶器と良寛書の館条例を廃止する条例）
  - 日程第10 議案第50号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計予算、富弘美術館事業特別会計予算）
  - 日程第11 議案第51号 みどり市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
  - 日程第12 議案第52号 みどり市陶器と良寛書の館条例施行規則を廃止する規則の制定について
  - 日程第13 議案第53号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第15号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

- 日程第 5 報告第 16 号 教育長の専決に関する報告（みどり市幼稚園従事者慰労金支給要綱）について
- 日程第 6 報告第 17 号 教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）について
- 日程第 7 議案第 47 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第 48 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市民体育館条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 49 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市陶器と良寛書の館条例を廃止する条例）
- 日程第 10 議案第 50 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和 3 年度教育費一般会計予算、富弘美術館事業特別会計予算）
- 日程第 11 議案第 51 号 みどり市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 12 議案第 52 号 みどり市陶器と良寛書の館条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 日程第 13 議案第 53 号 令和 2 年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- 追加日程第 1 議案第 54 号 教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立学校県費負担教職員の人事）について

**出席委員（5人）**

教育長	石井逸雄		
職務代理者	金子祐次郎	委員	山同善子
委員	岩野ひろみ	委員	石戸悦史

**欠席委員（なし）**

**傍聴（なし）**

---

**説明のため出席した者**

教育部長	星野和弘	教育総務課長	金高吉宏
学校教育課長	加部豊	社会教育課長	割田隆久
文化財課長	藤生智子	富弘美術館事務長	横倉智恵子

---

**事務局職員出席者**

教育総務課長補佐	正田一仁	総務係主査	小林洋行
----------	------	-------	------

## ◎開会・開議

午後2時55分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和2年度第11回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いたします。

---

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番4番の岩野ひろみ委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○教育長 日程第2、会期の決定ですけれども、令和3年2月15日、本日1日ということにしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

---

### ◎日程第3 教育長報告

○教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長報告事項ということで、1枚紙をごらんください。1月22日から2月14日までのことが書いてありますが、中止になったものもござひます。

1点ご報告させていただきます。「ニューノーマル下における新たな少人数学級編成のあり方」という紙をごらんください。

2月10日の县市町村教育長協議会第3回定例会で群馬県教育委員会から示されたものです。新聞等でご承知の方も多ひと思ひますが、群馬県が来年度小学1年生から中学3年生までを35人以下学級にするという方向が出た基になる資料です。

県の施策とすると、予算がとおればニューノーマル化における新たな少人数学級編成のあり方ということで、現行はさくら・わかばプランと申しまして群馬県では小1、小2については30人、小3、小4については35人、小5、小6については40人なのでここが35人を超える状況です。中1は35人、中2、中3は40人でありました。これを実施見込みのニューノーマル GUNMA CLASS PJという新たな施策としてスタートするので、全学年35人学級になります。

これは、教室の密を防ぐ感染対策と1人1台PCを活用した新たな学びの推進のため小3から中3までに35人以下学級編成を実施。特に小1、小2については、これまでやっている30人以下学級をそのまま継続するということと申します。費用は7割を国加配で対応し、残りの3割を県単措置として予算編成するということと申します。

特配等の配置について、学力向上特配を廃止し、新たに少人数学級編成、学校間連携、教科担任制

として活用するとあります。これまではどちらかというチーム・ティーチングや習熟度別指導を取り入れることで特配を配っていたのですが、これらについてはもう行わず、従来の児童生徒支援等については、小学校へも拡充する。小学校英語専科、通級による指導、日本語指導等については例年どおりの条件等により配置を行うということであり、みどり市においても通級指導教室をもう1個ふやしたいと申請したところ、1名加配がもらえそうです。

裏を見ていただくと、35人学級については誰1人として取り残さない、1人1人をより伸ばすという中において1人1台PCが導入されるわけですが、これらの効果をしっかりとみていくためには、1クラスの子供の数を減らしていく必要があるであろうという考えに基づいています。ですので、この少人数学級編制については、今後の1人1台PC導入効果とも合わせて1人1人をより伸ばす方策にして、教育立県群馬を目指していきたいという考えのもとにこの施策を実施していくと説明がありました。

これによって、みどり市内の小中学校の児童生徒の数、クラスの数、先生の数等についてはこれを基に試算をして配置を検討しておりますので、来年度はどのような学級数、学級編制になるかは3月の教育委員会議の時にはお示しできると思います。

以上が教育長報告ということですが、皆さんのほうから何かご質問ありますか。

○委員 特配等の配置について、前に小学校を見学した時に高学年の算数の授業が2クラスを習熟度で3つに分けて授業をやっていたことがあったと思います。その場合は、2クラスの先生プラス特配で入ってくださった先生がいてできた授業かと思うのですが、今回そういうものが廃止されるとどうなりますか。

○学校教育課長 その特配がなくなりますので、市でつけているマイタウンを使うことが可能になります。

○教育長 時代の流れと共に変わってきた部分と35人学級を担保するとなると全県でどれだけの人数が必要か考えた時に、これまで特配として配っていたのと同じだけ配れる状況ではなくなり、35人以下学級の定数としてどうしても入れ込む関係があるのでこんなふうな形で進めたいということになります。

○委員 少人数の学校では複式学級になると先生の数が足りなくなりませんか。

○学校教育課長 複式はこれまでと同じようにできます。非常勤講師がついていますので、特配とは別になります。

○委員 クラスの数がふえることも想定されると教員の数が不足することもあるのでしょうか。

○学校教育課長 今のところ大丈夫です。

○教育長 次回、細かくお話できると思いますが、みどり市内でもこの制度によって学級がふえる学校が3校くらいあります。特に笠中、笠南中は1クラスふえる学年がでできます。そうした場合、教室が足りるのかということですが、これまで少人数クラスで指導していたような教室もありますので特に教室が不足することはありません。教員についても県のほうで不足にならないよう人事を行うの

で大丈夫かと思えます。

○小学1年生は30人で1クラスですから31人になると2クラスになってしまいます。そうすると1クラスは15、16人という状況もできます。3年生以上についても35人まで入る学級が多いかという、みどり市は30人くらいの学級がふえてくると思いますが、見通しとするとどうですか。

○学校教育課長 35人を超えるのが大間々北小ぐらいで、今回さらに少なくなってきます。

○教育長 そうすると、大間々北小が2クラスになる可能性がありますか。

○学校教育課長 いいえ。34人になってしまうので、1クラスです。

○教育長 従来どおりでいくところだったのが今回こうなりますということが簡単に見られるような資料も次回用意してください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告は、今回ありません。

以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 報告第15号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第15号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第15号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

---

◇

#### ◎日程第5 報告第16号 教育長の専決に関する報告（みどり市幼稚園従事者慰労金支給要綱）について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第16号、教育長の専決に関する報告（みどり市幼稚園従事者慰労金支給要綱）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 対象者が幼稚園に通算して10日以上従事し、及び本市の住民基本台帳に記録された者ということは、1日あたりの従事時間は関係なくパートタイムでも対象になるのでしょうか。

○学校教育課長 確認させてください。

○委員 財源は、みどり市ですか。

○学校教育課長 国からの臨時交付金です。

○委員 同じ趣旨の慰労金はどのようなものがありますか。

○学校教育課長 伊勢崎市が在勤で出しています。例えばこの近辺でいうと田部井幼稚園は伊勢崎市で支給されているので、そちらは対象にならないということです。

○委員 重複していなければ問題ないということですか。

○学校教育課長 はい。

○教育長 対象幼稚園は3園ですか。

○学校教育課長 はい。この近辺は3園しかありません。

○教育長 市外の幼稚園でもいいのですよね。

○学校教育課長 はい。県内に私学助成幼稚園が8園だけあり、みどり市から勤務されている方がいるかどうか確認したところいなかったもので、対象となるのが大間々南幼稚園、阿左美幼稚園の2園になります。

○教育長 在勤ではなく在住なので、勤めていても市外の人は対象にならないということですね。

○委員 こども園は違うのですか。

○学校教育課長 こども課が対象にしています。こども課で保育園と認定こども園を対象にしている、学校教育課では私学助成幼稚園を対象にしています。

○委員 こども課も学校教育課と同時に行っているのですか。

○学校教育課長 はい。

○教育長 幼稚園も保育園ももれなく支給できるようにそれぞれの所管でこの要綱を整理して支給するという形です。

○委員 みどり市立幼稚園は対象にならないのですか。

○学校教育課長 笠懸幼稚園は対象ではありません。伊勢崎市もそうですし、保育園も公立には支給していません。

○教育長 私立幼稚園、私立保育園、認定こども園を対象にしています。笠懸幼稚園も笠懸第一保育園も対象にはならないということですね。

○委員 この要綱は、みどり市立ではなくみどり市に在住している人の幼稚園従事者という意味なのですね。

○学校教育課長 はい。

○委員 従事者の範囲はありますか。

○学校教育課長 役職等は限りません。

○委員 例えば、事務員の方なども対象者として含まれるのでしょうか。

○学校教育課長 はい。

○教育長 幼稚園の中で支給される方とされない方がでてくるということですね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 園長先生からどうにかならないのかとお問い合わせも来ているようですが、市内在住者でお願いしますということになっています。

○委員 臨時交付金ならば幼稚園に直接人数分支給するというシステムはないのですね。

○学校教育課長 はい。この要綱の大もとは保育園関係のこども課からスタートしていますので、万が一こちらが在勤にしまうとそちらでまた不具合がでてきてしまいます。それぞれの市でやっているの、ずれてきてしまいます。桐生市もみどり市と同じ在住です。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第16号、教育長の専決に関する報告（みどり市幼稚園従事者慰労金支給要綱）については、以上で終了いたします。



**◎日程第6 報告第17号 教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）について**

○教育長 続きまして、日程第6、報告第17号、教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

[教育総務課長 提案説明]

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第6、報告第17号、教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）については、以上で終了いたします。



◎日程第7 議案第47号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例）

○教育長 続きまして、日程第7、議案第47号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 市議会議員の参加を行わない趣旨は何ですか。

○教育部長 議会で通常は審議するのですが、任意のところに議員が入っていることによって事前審議に参加していることが1点。

それから、そこでの立場と議会での立場を考えると議会は執行機関とは別の機関とし位置づけたほうがいいのではないかと、議会にあがる前の審議で賛成や反対を報告しないほうがいいのではないかとという考え方です。

法令等で議員が入る委員会もありますので、それについては今までどおり入ります。執行は執行の立場、議会は議会の立場として意見を出すということです。

○教育長 これについては、補充はしないのですか。

○社会教育課長 今のところ考えていません。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第47号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◎日程第8 議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市民体育館条例の一部を改正する条例）

○教育長 続きまして、日程第8、議案第48号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市民体育館条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 6月に使用予約をとった場合は、現行の金額で7月も使えるのでしょうか。

○社会教育課長 申込時期によります。6月に申し込めば、現行の使用料になります。

○委員 利用日ではなく申込日なのですね。

○社会教育課長 はい。

○教育長 どれくらい前から申し込めるのですか。

○社会教育課長 1年前から大会のために予約もできますが大会を有料ですることはほとんどないので、有料で使うのであれば2か月前です。

○教育長 削除するものはアリーナヒーターと観客席ヒーターですが、観客席ヒーターはいざという時には使うのですか。

○社会教育課長 はい。設備自体はそのままあります。エアコンだけでは寒ければ、補完的に利用していきます。

○教育長 しかし、その分の使用料はとらないということですね。

〔「はい」の声あり〕

○委員 エアコンで温めるのが基本であるが、機械としてはあるから使えるし、料金は発生しないということですね。

○社会教育課長 10年のうちに5回使用実績があるのみですので、ほとんど使っていません。

○委員 頻繁に使用するようになると機械の更新も必要になるでしょうし、ヒーターも連続的に使えらるるとも限りませんよね。

○社会教育課長 今のところ壊れていないので、そういう運用にしていこうと思います。製品としては10年以上たっているのでそろそろ壊れてもおかしくないです。

○教育長 これは各場所に入れられるのですか。

○社会教育課長 いいえ。2階の400席以上ある席の下にあり、全部入ってしまいます。

○教育長 皆さんにはお貸しすることができませんが、体育館の管理運営上寒い場合は事務局側で一斉につけることもあるということですね。施設設備から削除されますので表にでてこないこととなりますね。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第48号、議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市民体育館条例の一部を改正する条例)、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第9 議案第49号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市陶器と良寛書の館  
条例を廃止する条例）

○教育長 続きまして、日程第9、議案第49号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市陶器と良寛書の館条例を廃止する条例）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 休館はコロナの関係と冬期だからですか。休館の状態のまま閉館することになりますね。

○文化財課長 寒い冬期はお客さんが少なく、閉館前の資料の確認等もあるため12月中旬から休館させていただいています。コロナとは関係ありません。

このまま閉館にはせず、3月23日から28日までの1週間は無料開館とさせていただこうと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第49号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市陶器と良寛書の館条例を廃止する条例）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第10 議案第50号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会  
計予算、富弘美術館事業特別会計予算）

○教育長 続きまして、日程第10、議案第50号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計予算、富弘美術館事業特別会計予算）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

〔学校教育課長 内容説明〕

〔社会教育課長 内容説明〕

〔文化財課長 内容説明〕

〔富弘美術館事務長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 2ページのPCB廃棄物処理事業は、令和元年、2年はなくて、3年以降はでてくるのでしょうか。

○教育総務課長 計画的に行っていきまして、11か所くらい設置されている中の6、7か所終了しています。少し年数をおいてまとめて処分したいので令和9年度までにする予定です。

○委員 半分程度が終わっていて、今後も予定しているということですね。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 令和9年度までには全部完了させなくてはいけないのですよね。ある程度まとまりができたところで予算化してやっていくという形ですね。

○教育総務課長 処分料と運搬料もかかりますので何年かかけてやっていきます。

○委員 今ある程度まとめておけば申し込んですぐできるのですか。かつてはだいぶ待たされていました。

○教育総務課長 処分するところは3か所くらいあるので大丈夫です。

○教育長 前はここに持ってきておいたけれども今後もそうするのですか。学校で取り外したものは1か所に保存しておいて、ある程度分量がまとまったところで予算化して3年に1回ずつやってきているということですね。

〔「はい」の声あり〕

○委員 102ページのホストタウン推進事業で普通旅費や特別旅費とは、どういうものですか。

○教育長 特別旅費は市長などが香港に行く費用ですか。

○社会教育課長 市長にもついていまして、市長が香港に招待された場合の随員分としてみています。予算はあったのですが、ことしはそういう機会がありませんでした。来年度はあるだろうということで予算をとってあります。

○委員 それが特別旅費で、普通旅費はどういうものですか。

○社会教育課長 オリンピック、パラリンピックの入場券も購入する予定ですので、応援に行く時の費用です。

○委員 相手地域ですか。

○社会教育課長 購入できたものが香港のボッチャチームにあたればいいのですが、希望を出して購入してもそれにぶつかからない場合もあります。

○教育長 香港チームの応援にこちら側から出向かなければならない人が出た場合についての旅費を市でもつということで国内に職員等が行くものが一般旅費です。市長が香港に招かれた場合には教育

委員会からも1人随行を出さなければならないので、それが特別旅費となります。

○委員 香港のチームが来た時に成田から公共交通機関を使わずにここまで来る費用はコンサルティング委託料ですか。

○社会教育課長 それは、その下の実行委員会補助金の中に入っています。

○委員 そうすると、コンサルティング委託料はどんなものですか。

○社会教育課長 今年度、体育総務費でボッチャの関係で1人会計年度任用職員を雇っているのですが、その人件費をこちらに移しました。群馬県ボッチャ協会のほうに同じ仕事をお願いして1人派遣してもらう形をお願いしました。契約変更をする形で予算を動かしたものです。考え方とすると今来ていただいている方と同じ仕事を同じようにしてもらおうための予算です。

○委員 25ページ、NO. 1の預かり保育料とNO. 3の特記事項の預かり保育料は同じと受け止めてよろしいでしょうか。

○学校教育課長 NO. 1の預かり保育料は笠懸幼稚園で日額100円の利用見込みです。NO. 3は私学助成の幼稚園の預かり保育を行った場合にお支払いをする国からの補助金です。

○委員 NO. 1の見込み人数は100人ですが、26ページ、NO. 18は園児数が90人となっています。なぜ違うのですか。

○学校教育課長 NO. 18は園児数でNO. 1は1か月の利用者見込みです。

○委員 30ページの印刷機のリースは大中、大東中、大南小は1台しかないリースで、多いところは3台くらいですが、それで大丈夫なのでしょう。

それから、大北小1、大北小2とありますがこれは3台リースしているということですか。

○学校教育課長 確認をしておきます。

○教育長 印刷機の数については、確認して回答をお願いします。

○委員 41ページ、50ページの令和3年となっている部分は令和4年だと思います。

○学校教育課長 申しわけありません。

○教育長 ご指摘いただいたとおりですね。

○委員 評議員の人数が各学校によって異なるのですが、児童数によって評議員の数が違うわけではなさそうなので、各学校で人数を決めているということなのでしょう。

○学校教育課長 学校教育課からは10名までという決まりがありまして、できるだけ多くの方をお願いする形で学校に依頼して、学校が人数を決めています。

○委員 令和3年度の予算は事業評価されたものを基にアフターコロナを見据えて実施できない可能性も考えての見積りなのでしょう。

例えば、36ページの中学生海外派遣事業や37ページの教職員研修事業は例年どおりの予算なのか、アフターコロナを見据えてこれが実施できない可能性も考えて見積もられたものなのでしょう。

○学校教育課長 現時点では例年どおり組ませていただいて、学校教育課のほうでできなかった場合の代替などを検討しているところです。

○委員 予算をとっておいて、必要があれば補正するのですね。

○委員 5ページのNO. 1の義務教育学校校舎改修工事はあずま小の改修工事だと思いますが、内容的にはどのような改修になりますか。

○学校教育課長 オープンスペースで1年生から6年生まで教室がありますが、1年生から3年生までの教室を半分に仕切って3クラス分を6クラスにして、中学生のほうは4年生から6年生の教室をそのままの教室で使っていく予定です。区切るものをきちんとした壁にするか開け閉めができるものにするか設計をさせていただいて来年度改修していく予定です。

○委員 それは2階の部屋ですよ。

○学校教育課長 1階の1、2年と2階の3年生教室になります。区切って空いたところに移動式の黒板を置いて授業ができるようなイメージで教室をつくる予定です。

○教育長 あずま小は人数が少ないので、教室を分けて経費を抑えたいということですね。

○委員 小学校と中学校は階段の高さが若干違うのですが、あずま小は小学生用につくってあるので不都合が出てくるのではないかと感じますが、今後見直しをする予定はありますか。

○教育総務課長 そこまでの改修は考えていません。

○教育長 逆に高い階段を小学生が使うのはだめだと思いますが、低い階段を中学生が使うことについてはいいかもしれないので確認をしたほうがいいですね。

○委員 例えば、トイレの便座の高さや大きさも違うと思うので、今後改修が必要なこともでてくるかもしれません。

○教育長 特に、トイレは高学年になると中学生と同じになるので、もしかすると普通サイズが全部入っているかもしれません。ここも確認をしてください。

○委員 体育館設備は大丈夫なのですか。

○教育長 バasketゴールが両サイドについているのは小学校用と中学校用かもしれません。センターコートは大人用になっていますので、中学生でも大丈夫な高さになると思います。

そこも確認をしてください。

○委員 柔道は、やっていないのですか。

○教育長 柔道場がなくてもフロアに畳を敷いて対応できます。現状の東中の柔道場は広くありません。いずれにしても中学生が来た時にも授業に支障がないかが重要です。

あとは、技術家庭科の木工器具や金工器具がありますので、それについてはもしかしたら移設をしなくてはいけないかもしれませんが、移す場所があるかどうかとも学校で検討をしていますか。

○学校教育課長 しています。

○教育長 中学校を解体してしまうわけではないので、場合によってはそのまま使うこともできますよね。そこもしっかり確認してください。

○委員 1年生からずっと使っていた校舎ですから違和感が出ることはないでしょう。

○教育長 家庭科室や実験室は器具が間に合うと思いますので、中学で使う専門用具は持ってくれば

大丈夫だと思います。そこも両小中で確認し合ってもらっているのですよね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 来年度中にやらないと間に合わないので、漏れのないようにお願いします。

○委員 校庭は、大丈夫ですか。

○教育長 今は、中学生は鉄棒をほとんど使わないと思いますが、体育の先生が確認していると思います。児童生徒の活動に支障がないよう、もう一度チェックしてもらう必要があります。備品で買うものであれば来年度予算をとって新年度購入でも間に合いますが、改修や施設設備については間に合わなくなってしまいます。

○委員 7ページの新設小学校設置事業の燃料費にペレット燃料とありますが、それについて教えてください。

○教育総務課長 通常は教室内はエアコン等を使うのですが、そのほかの多目的空間のために模範的にペレットボイラーを使う計画をしています。

○委員 それは冷房もですか。暖房だけですか。

○教育総務課長 両方です。

○委員 設計に取り入れられているという理解でよろしいですか。

○教育長 廊下が比較的広くとれている部分があるのでその一角にペレットボイラーを活用した冷暖房機器を設置し、子供たちがペレット燃料の学習ができるといいのですが、それができるような機器が入るかどうかについては検討中ですよ。

○教育総務課長 それがうまく機能するかどうか、つけているところにも聞いているのですが、メインで使っているのではなく補完的な役割として使っているところが多いので研究中です。

○委員 この金額は、準備の段階でかかる金額だと思うのですが、年間の見積りはどれくらいですか。

○教育総務課長 2月までの工期で建物を建てていきますので、そのあと2月から3月の試運転での見積もりが今回のものなので2か月分になると思うのですが、これから精査したいと思います。

○教育長 そうすると、これは設置が完了して試運転に必要な分の燃料費であり、来年度のこの時期に年間の予算をとるということですね。いずれにしても何か月分を見積もっているか、あとで確認して教えてもらうということによろしいでしょうか。

○教育総務課長 はい。

○委員 新設校は、太陽光発電をつけますか。

○教育総務課長 はい。体育館に太陽光発電の設置をさせていただき、通常も使いますが非常用電源にもできるようにします。

○委員 ほかの学校は屋根貸しをしているけれども、新設校は自校で消費するイメージでしょうか。

○教育総務課長 はい。

○教育長 新設校の設備については、どこかで時間を設けて図面上こうなるという説明ができるように資料を作ってください。

○教育総務課長 はい。

○委員 65ページのNO. 8とNO. 11は見積額が1,000円なのですが、昨年度は何件あって幾らだったのでしょうか。

○社会教育課長 NO. 8はここ最近はないです。NO. 11の多世代交流館は開館した時に1件だけありましたが、それ以外はないです。

○委員 32ページの通学定期券補助金、34ページのスクールバス運行委託料の使い分けはどうなっていますか。基本的には小学生はスクールバス、中学生は通学定期という仕分けになっていると思いますが、一部中学生がスクールバスに乗っているのでしょうか。

○学校教育課長 中学生は、選択できるようになっています。

○委員 あずま中と大間々中ですよ。どちらでも選択できるということですか。

○学校教育課長 大間々中についてはそうですが、あずま中については確認させてください。

○教育長 あずま中の生徒が選択できるのかどうか確認した上でお伝えください。

○委員 60ページの青少年広場設置補助事業は、どのような内容の事業ですか。

○社会教育課長 青少年広場設置事業は、土地の賃借料支払と改修費補助です。

○教育長 青少年広場そのものはどこに設置されているかをまず説明してください。

○社会教育課長 青少年広場設置事業対象になるものは、笠懸にある広場です。2、3、4、5、6、9、10区にあります。広さはそれぞれですが、地区公民館に隣接しているところと少し離れた広いところがあります。

使い方としますと、6区は広いところを使っているので青少年が遊んだり簡単な球技ならできます。行政区の中ではそこで夏祭りや運動会をしています。青少年広場となっていますが、青少年に限らず使っています。

○委員 児童公園のような雰囲気ですか。

○社会教育課長 遊具はほとんどなく、ただ広いところです。

○委員 管理は地域の方ですか。

○社会教育課長 笠懸は区長さんのほかの組織として分館の組織がありますのでそちらで管理をしていたり、体育協会の支部的な組織があるのでそちらに任されていたり、行政区によって違います。

○委員 現状では、笠懸地区にだけあるのですか。

○社会教育課長 青少年広場という名称では笠懸地区のみです。

○教育長 大間々11区は何ですか。

○社会教育課長 そこは青少年広場という呼び方はしていません。

○教育長 笠懸にあるので大間々でも認めてくださいということで大間々11区も対象として入れたのではないですか。もともと笠懸地区は地区公民館がしっかりできていますので、地区公民館で何か行う時に外でそこに附属する広場を各地区で借りていたりするので、その使用料を補助し、改修をする時に一定の割合で補助する制度があります。ずっと笠懸地区だけだったけれども、大間々11区も

認めているのではないですか。

○社会教育課長 大間々11区は広場として認めています。そこには賃借料は払っていません。

○教育長 賃借料はかかかっていませんね。

○委員 地区公民館の野外版のようなものですか。

○社会教育課長 イメージとしてはそれに近いです。

○教育長 地区によっては使わないので返却したいから補助金もいらないというところもあるので、幾つかの区は抜けています。

○社会教育課長 1、7、8区はありません。

○教育長 基本的にはこれに基づいて予算書に予算計上していくのですが、この資料は皆さんにご理解していただくために作った資料ですので、予算書にはここまで細かく載りませんが金額はこのまま載せます。

○委員 全般的にコロナ対策で衛生用品が必要だったと思うのですが、各施設のそういった費用も含まれているのでしょうか。

○教育総務課長 総務事業の消耗品費として計上させていただいています。

○教育長 それから、今年度については学校等についても臨時交付金を使って今年度充当していただいた部分でもあります。来年度予算においては各施設等が試算してそれぞれの総務事業の消耗品費に入れるということですね。

○社会教育課長 社会教育総務費にあつた130万円については第3次臨時交付金を前倒しで出しましたので、そういう対応もさせていただいています。今年度中に予算をもらってそれを繰り越して来年度使う手続きをさせていただきます。

○教育長 国からの第3次臨時交付金をどう使うか計画を立てているのですが、前倒しできるものについては前倒しをしたということで予算が削除されたのがほかのところにもあるということですね。交付金をうまく活用しながら来年度しっかりできるような予算を組んでいるということでご理解いただけるとありがたいです。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第10、議案第50号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計予算、富弘美術館事業特別会計予算）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第11 議案第51号 みどり市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則の制定につ

いて

○教育長 続きまして、日程第11、議案第51号、みどり市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第11、議案第51号、みどり市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第12 議案第52号 みどり市陶器と良寛書の館条例施行規則を廃止する規則の制定について

○教育長 続きまして、日程第12、議案第52号、みどり市陶器と良寛書の館条例施行規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第12、議案第52号、みどり市陶器と良寛書の館条例施行規則を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◎日程第13 議案第53号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を  
求めることについて

○教育長 続きまして、日程第13、議案第53号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第13、議案第53号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

---

審 議 〔非公開により未記載〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第13、議案第53号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第54号、教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立学校県費負担教職員の人事）について、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしものと認め、議案第54号、教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立学校県費負担教職員の人事）についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 議案第54号 教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立学校県費負担教職員の  
人事）について

○教育長 続きまして、追加日程第1、議案第54号、教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立

学校県費負担教職員の人事) についてを議題といたします。

これについても、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、追加日程第1、議案第54号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 〔非公開により未記載〕 —————

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第1、議案第54号、教育長の臨時代理に関する承認（みどり市立学校県費負担教職員の人事）について、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◇  
◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議事を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時48分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 岩 野 ひろみ